

令和元年 第9回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和元年9月10日（火曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第9回会議議事録

- 1 開催日時 令和元年9月10日 午前10時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
- 3 出席委員 19名
1番委員 榎 渕 武 重 2番委員 星 野 敏 雄 3番委員 内 海 博 光
4番委員 高 橋 公 利 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 哲 次
7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉 野 拓 夫 9番委員 星 野 榮 一
10番委員 阿 部 均 司 11番委員 森 下 一 郎 12番委員 本 多 偉 男
13番委員 本 多 通 治 14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 原 澤 章
16番委員 田 村 隆 司 17番委員 内 海 美 津 江 18番委員 高 宮 玉 江
19番委員 高 橋 久 美 子
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事録署名委員
12番委員 本 多 偉 男 13番委員 本 多 通 治
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 鈴 木 伸 史 書記 本 間 泉 書記 小 林 紀 之
- 7 会議に附した事件
議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第38号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

協議事項・報告事項

- (1) 制限除外の農地等異動通知書について
- (2) 農地法第4条第1項第8号による届出書について
- (3) 形質変更届の届出について

その他

- (1) 人・農地プランの工程表について

- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。

開 会
頭 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に12番本田偉男委員・13番本多通治委員を指名し議事に入る。

それでは、続きまして議事に移ります。

議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明

をお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めらる。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議長

ただいま事務局のほうから説明が終わりました。

番号1番の〇の〇〇さん、それから〇〇さんの申請の案件ですが、これについて、現地の確認をやっていただきました星野敏雄委員より調査結果について報告をお願いいたします。

2番委員

この二筆について、9月1日、2日にわたりまして、1日には現地に行って、どういう状態になっているかということを見てきました。既に田んぼになっていて、稲は大分、もう少し経てば刈り頃だなというふうな感じで、役場のほうから権利の取得をする場合についての条件というふうなことで見てまいりましたところ、二筆合わせて2、100何㎡かということ、当然1反歩以上というふうなことで、問題はなかろうかなというふうに感じます。

それから、この土地を耕作するに当たって、周りについての支障はあるのかというふうなことについては、全く支障はないというふうに考えております。

それから、耕作をするのかというふうなことで確認をとったところ、これは〇〇さんが主として耕作していくというふうなことで、問題はないのかなというふうに感じております。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま報告をいただいたとおりでございますが、この件に関しましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

特にございませんか。

（「なし」の声）

なければ、申請のとおり許可することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

それでは、申請どおり許可することに決定をさせていただきます。

続きまして、2番、〇〇の〇〇さんの贈与でお父さんから息子さんに所有権移転する件でございます。これについても、内海博光委員のほうから調査をしていただいておりますので、調査結果の報告をお願いいたします。

3番委員

3番、内海です。

7日に内海美津江委員とともに調査をしてまいりました。今現在、この土地はちょっと荒れて、竹林化しているんですけども、もう何とかこれを再生したいということで考えています。受け主のお父さんからの贈与ということで、だんだん何とかしなくちゃというような意向ですので、立派なリンゴ経営をし

ていますから、だんだんによくなるんじゃないかというふうに期待したいと思います。

周りは一応畑としてつくっておりますので、ここが有程度整備されていくと、周りにいい影響があるのではないかというふうに思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

今ご報告をいただいたとおりでございます。これにつきましては、経営移譲を受けて、ごらんとおりの状況を今後改良して、経営を拡大していきたいというふうな本人の要望でございます。この件に関しましてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

特にありませんか。

(「はい」の声)

なければ、申請のとおり許可をすることに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

申請のとおり許可することに決定させていただきます。

続きまして、番号3番、〇〇さんから〇〇さんへの有償移転ということでございます。これにつきましては、12番の本多偉男委員のほうから調査結果の報告をお願いいたします。

12番委員

すみません、12番の本多ですけれども、よろしくお願ひします。

本来であれば、森下会長が調査して、報告するところでございますけれども、議長役というようなことですので、私のほうからかわって報告させてもらいます。

この〇〇さんの土地を〇〇さんが譲り受けて耕作するというような状況でございますけれども、イノシシ等の被害が若干見られるということで、ここ何年かちょっと耕作していなかったというような水田なんですけれども、〇〇さんのほうで整地して水田をつくってくれるというようなことで、〇〇さん、今、ひとりぐらしというようなことで、いろいろ高齢になってきたというような状況もございまして、〇〇さんのほうに譲って、耕作を続けてもらいたいというようなことでございました。

9月4日に本人に話を聞いたり、また現地を見させてもらったりしたわけなんですけれども、正直言って、ちょっと荒廃が進んでいるかなというような状況もございまして、〇〇さんのほうでユンボ等を使って整地して、耕作するというようなことが確認できましたので、特に問題になるようなことはないかなというように思っています。よろしくご協議のほうをお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

今、本多さんのほうから報告をいただいたわけですが、現地については、私も一緒に行って確認させてもらったわけですが、かなり、さっきのとおり荒廃、二、三年耕作していませんので、ちょっと荒廃が進んでいるんですけれども、当然のことで約2ヘクタール、自分のところもこれで経営をかなりやっていたら方なので、今後時間をかけて耕作するようにしたいというような意見を一

緒に話を伺ってまいりました。

そんなわけなんです、この件に関しましてご質問、意見等ございましたらお願いいたします。

特になければ、申請のとおり許可することに決定をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、申請のとおり許可することに決定をさせていただきます。

議 長 続きます、議案第38号農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは、4ページをお開きください。

議案第38号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。

別紙記入事件、2件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田は、賃貸借の通年、1,420㎡、利用権存続期間は、5年、1,420㎡、畑は、賃貸借の通年、475㎡、利用権存続期間は、5年、485㎡、田と畑の合計は1,895㎡です。貸し手は2戸、借り手は1戸でございます。

6ページに総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま事務局に説明をいただきましたが、農用地利用集積ということで、今回は〇〇の〇〇さん、〇〇さんの土地を〇〇さんが賃貸借により譲渡するという案件でございますが、特にこれに対するご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

特になければ、この計画どおり承認をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

では、そのとおり決定をさせていただきます。

本日の議事事項は以上なんです、続きます協議・報告事項に移らせていただきます。

まず最初に、制限除外の農地等異動通知書について、事務局よりお願いいたします。

事務局 7ページをごらんください。

協議事項・報告事項(1)。

農地法第5条第1項のただし書き規定による届出について報告いたします。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長 今報告があったとおりでございますが、特に質問、ご意見ございますか。
(「なし」の声)
続きまして、農地法第4条第1項第8号の届出についてお願いします。

事務局 10ページをごらんください。
協議事項・報告事項(2)。
農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告いたします。
◇(議案書・順次、朗読説明)
以上、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま報告をいただきましたが、特にご意見、ご質問あればお願いいたします。

1 番委員 はい、どうぞ。
1 番の櫛漕ですが、今、農業用の施設ということであって、建物も鉄骨で、かなり頑丈なもののように見えるんですが、これは今度の新しい改定によっての届出なのかその辺の説明、もしあったらお願いします。

議 長 事務局、お願いします。

事務局 農業用施設は原則転用対象となるんですが、200㎡を超えないものに限ってなんですけれども、届出で、農業委員会に対して届出を申請したのに対しては、こういった照会届出という形で、いわゆる例外規定というところで、それは、先般、去年法律が改正になって、高度化施設という、この前ちょっとお話ししたの以前よりも200㎡というのが設けられております。
ですので、今回初めてということではありません。そういったところで処理をさせていただいております。
なお、これが200㎡を超えてしまうような案件になれば、転用というような取り扱いとして、許可申請というふうなことで処理をさせていただくことになると思います。
以上、よろしく申し上げます。

議 長 ただいまの説明でよろしゅうございますか。

1 番委員 はい。

議 長 ほかに質問なければ、このとおり受理をさせていただきます。
続きまして、3番、形質変更届についてお願いします。

事務局 13ページをごらんください。
協議事項・報告事項(3)です。
形質変更届による届出について報告いたします。
◇(議案書・順次、朗読説明)
以上、よろしく申し上げます。

議 長

ただいまのこの件について質問、ご意見等ありますでしょうか。
なければ、以上で議事及び協議事項・報告事項を終了をさせていただきます。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後2時05分〕